

平成27年度 普通交付税（県内市町村分）の算定結果等

平成27年度の普通交付税等の決定額及びその内容については、次のとおりです。

■ 普通交付税決定額（a）

県内市町村合計 112,586,492 千円（対前年度比+2,957,214 千円 +2.7%）

<参考>全国の市町村の増減率△0.5%

■ 臨時財政対策債発行可能額（b）

県内市町村合計 18,614,309 千円（対前年度比△1,015,346 千円 △5.2%）

<参考>全国の市町村の増減率△11.3%

■ 実質的な普通交付税額（a）+（b）

県内市町村合計 131,200,801 千円（対前年度比+1,941,868 千円 +1.5%）

<参考>全国の市町村の増減率△3.0%

実質的な普通交付税額の推移



平成27年度普通交付税の算定結果【県内市町村合計】
 (基準財政需要額、基準財政収入額、交付基準額)

(単位:千円)

区 分		平成27年度 ①	平成26年度 ②	増減額 ③=①-②	増減率 ④=③/②	
基準 財政 需要 額	個別算定経費 (C~Eを除く)	A	163,835,374	164,221,119	-385,745	-0.2%
	包括算定経費	B	30,282,250	30,082,183	200,067	0.7%
	地域経済・雇用対策費	C	3,609,022	4,353,503	-744,481	-17.1%
	地域の元気創造事業費	D	3,337,614	2,983,329	354,285	11.9%
	人口減少等特別対策事業費	E	5,371,469	0	5,371,469	皆増
	公債費	F	32,066,012	31,844,293	221,719	0.7%
	臨時財政対策債振替相当額	G	18,614,309	19,629,655	-1,015,346	-5.2%
	合併算定替縮減額	H	43,449	0	43,449	皆増
	錯誤措置額	I	-35,561	94,946	-130,507	-137.5%
	合 計 (A+B+C+D+E+F-G-H+I)	J	219,808,422	213,949,718	5,858,704	2.7%
	臨時財政対策債分含み (G+J)	K	238,422,731	233,579,373	4,843,358	2.1%
基準財政収入額	L	106,972,234	104,150,892	2,821,342	2.7%	
交付基準額 (J-L)	M	112,836,188	109,798,826	3,037,362	2.8%	
普通交付税額	N	112,586,492	109,629,278	2,957,214	2.7%	
実質的な普通交付税額 (G+N)	O	131,200,801	129,258,933	1,941,868	1.5%	

注1 基準財政収入額は錯誤措置額を含めた額。交付基準額と普通交付税額の差は調整額。

注2 平成26年度は当初決定時の額

算定結果の特徴

(1) 基準財政需要額 2,384 億円 (対前年度比 + 48 億円 +2.1%)

(臨時財政対策債発行可能額及び錯誤措置額を含む)

<全国の市町村の増減率+1.1%>

○主な増要因

・人口減少等特別対策事業費	+ 54 億円	費目創設
・保健衛生費	+ 4 億円	国民健康保険への財政支援の拡充等
・地域の元気創造事業費	+ 4 億円	地域の元気創造事業費の総額の増

○主な減要因

・地域経済・雇用対策費	△ 7 億円	地域経済・雇用対策費の総額の減
・社会福祉費	△ 7 億円	保育所運営費に係る大都市特例の廃止等

(2) 基準財政収入額 1,070 億円 (対前年度比 + 28 億円 +2.7%)

(錯誤措置額を含む)

<全国の市町村の増減率+4.0%>

○主な増要因

・地方消費税交付金	+ 46 億円	地方消費税率の引上げ
・固定資産税 (償却)	+ 2 億円	設備投資の増

○主な減要因

・固定資産税 (家屋)	△ 6 億円	評価替えに伴う減
・市町村民税 (法人税割)	△ 6 億円	一部企業の収益悪化
・固定資産税 (土地)	△ 4 億円	評価替えに伴う減

平成27年度普通交付税決定額等(市町村別)

(単位:千円)

市町村名	普通交付税額				臨時財政対策債発行可能額				実質的な普通交付税額 (臨時財政対策債発行可能額を合算した額)			
	平成27年度	平成26年度	増減額 A-B	増減率 C/B	平成27年度	平成26年度	増減額 E-F	増減率 G/F	平成27年度 A+E	平成26年度 B+F	増減額 I-J	増減率 K/J
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
和歌山市	11,035,252	11,748,919	-713,667	-6.1%	6,666,283	7,243,471	-577,188	-8.0%	17,701,535	18,992,390	-1,290,855	-6.8%
海南市	5,364,339	5,051,547	312,792	6.2%	1,126,399	1,214,633	-88,234	-7.3%	6,490,738	6,266,180	224,558	3.6%
橋本市	7,354,624	6,886,923	467,701	6.8%	1,147,406	1,143,349	4,057	0.4%	8,502,030	8,030,272	471,758	5.9%
有田市	3,326,029	2,869,138	456,891	15.9%	608,335	602,960	5,375	0.9%	3,934,364	3,472,098	462,266	13.3%
御坊市	2,707,036	2,632,750	74,286	2.8%	494,208	512,172	-17,964	-3.5%	3,201,244	3,144,922	56,322	1.8%
田辺市	13,573,401	13,562,836	10,565	0.1%	1,482,173	1,548,707	-66,534	-4.3%	15,055,574	15,111,543	-55,969	-0.4%
新宮市	5,165,970	4,958,959	207,011	4.2%	572,645	578,888	-6,243	-1.1%	5,738,615	5,537,847	200,768	3.6%
紀の川市	10,213,834	9,807,194	406,640	4.1%	1,144,393	1,211,784	-67,391	-5.6%	11,358,227	11,018,978	339,249	3.1%
岩出市	2,792,254	2,708,852	83,402	3.1%	726,864	783,056	-56,192	-7.2%	3,519,118	3,491,908	27,210	0.8%
紀美野町	3,616,267	3,510,028	106,239	3.0%	255,825	265,229	-9,404	-3.5%	3,872,092	3,775,257	96,835	2.6%
かつらぎ町	3,404,846	3,276,278	128,568	3.9%	369,645	385,638	-15,993	-4.1%	3,774,491	3,661,916	112,575	3.1%
九度山町	1,607,433	1,535,552	71,881	4.7%	113,506	116,558	-3,052	-2.6%	1,720,939	1,652,110	68,829	4.2%
高野町	1,552,445	1,437,557	114,888	8.0%	109,657	106,606	3,051	2.9%	1,662,102	1,544,163	117,939	7.6%
湯浅町	2,082,809	1,966,632	116,177	5.9%	208,869	207,929	940	0.5%	2,291,678	2,174,561	117,117	5.4%
広川町	1,647,351	1,547,691	99,660	6.4%	146,518	149,302	-2,784	-1.9%	1,793,869	1,696,993	96,876	5.7%
有田川町	6,034,855	5,987,269	47,586	0.8%	556,880	580,723	-23,843	-4.1%	6,591,735	6,567,992	23,743	0.4%
美浜町	1,455,789	1,375,150	80,639	5.9%	129,123	132,658	-3,535	-2.7%	1,584,912	1,507,808	77,104	5.1%
日高町	1,594,532	1,533,545	60,987	4.0%	141,854	143,778	-1,924	-1.3%	1,736,386	1,677,323	59,063	3.5%
由良町	1,399,870	1,312,589	87,281	6.6%	161,435	165,453	-4,018	-2.4%	1,561,305	1,478,042	83,263	5.6%
印南町	1,991,701	1,904,508	87,193	4.6%	181,973	188,727	-6,754	-3.6%	2,173,674	2,093,235	80,439	3.8%
みなべ町	3,480,351	3,442,931	37,420	1.1%	299,949	312,019	-12,070	-3.9%	3,780,300	3,754,950	25,350	0.7%
日高川町	4,347,543	4,308,577	38,966	0.9%	298,462	311,652	-13,190	-4.2%	4,646,005	4,620,229	25,776	0.6%
白浜町	3,413,535	3,312,552	100,983	3.0%	501,955	520,905	-18,950	-3.6%	3,915,490	3,833,457	82,033	2.1%
上富田町	1,580,847	1,543,576	37,271	2.4%	233,367	242,635	-9,268	-3.8%	1,814,214	1,786,211	28,003	1.6%
すさみ町	1,824,798	1,729,667	95,131	5.5%	120,132	119,163	969	0.8%	1,944,930	1,848,830	96,100	5.2%
那智勝浦町	2,751,360	2,639,982	111,378	4.2%	285,502	299,728	-14,226	-4.7%	3,036,862	2,939,710	97,152	3.3%
太地町	955,850	899,446	56,404	6.3%	67,614	66,591	1,023	1.5%	1,023,464	966,037	57,427	5.9%
古座川町	1,691,127	1,630,280	60,847	3.7%	97,656	101,026	-3,370	-3.3%	1,788,783	1,731,306	57,477	3.3%
北山村	530,160	523,177	6,983	1.3%	29,761	31,508	-1,747	-5.5%	559,921	554,685	5,236	0.9%
串本町	4,090,284	3,985,173	105,111	2.6%	335,920	342,807	-6,887	-2.0%	4,426,204	4,327,980	98,224	2.3%
中核市計	11,035,252	11,748,919	-713,667	-6.1%	6,666,283	7,243,471	-577,188	-8.0%	17,701,535	18,992,390	-1,290,855	-6.8%
都市計	50,497,487	48,478,199	2,019,288	4.2%	7,302,423	7,595,549	-293,126	-3.9%	57,799,910	56,073,748	1,726,162	3.1%
町村計	51,053,753	49,402,160	1,651,593	3.3%	4,645,603	4,790,635	-145,032	-3.0%	55,699,356	54,192,795	1,506,561	2.8%
計	112,586,492	109,629,278	2,957,214	2.7%	18,614,309	19,629,655	-1,015,346	-5.2%	131,200,801	129,258,933	1,941,868	1.5%

※平成26年度は当初決定時の額。

用 語 集

用 語	用 語 の 解 説
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するもの。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定するもの。
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還に要する経費。
地域経済・雇用対策費	歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう創設。(平成24年度)
地域の元気創造事業費	地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定するため創設された費目で、人口を基本に、行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映して算定される。(平成26年度)
人口減少等特別対策事業費	人口減少対策等に取り組むための財政需要を算定するため創設された費目で、人口を基本に、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」や「取組の成果」の指標を反映して算定される。(平成27年度)
錯誤措置額	普通交付税は、その性格上正確な算定が求められるが、基礎となる数値の確定方法や算定方法がきわめて複雑なことなどから修正の必要が生じる場合がある。この修正事項を「錯誤」と呼び、算定以後において発見された修正すべき「錯誤額」を翌年度以降の交付税額に加算・除算して修正する措置。
調整額	普通交付税の予算総額が財源不足団体の財源不足総額に満たない場合に、財源不足総額を予算総額に合わせるために用いる。
普通交付税	地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税4税(所得税、法人税、酒税、消費税)の一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付するものを地方交付税といい、普通交付税と特別交付税がある。そのうち、普通交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を上まわった場合、その財源不足額が交付される。
包括算定経費	普通交付税の算定方法の簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定方法として導入された。(平成19年度)
地域振興費	包括算定経費の導入に際し、離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みとして創設された。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。 なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入される。